

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	過去の放送番組の流通の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>過去の放送番組の流通を促進させるための法制度が整備されていない。放送番組等のコンテンツには実演家をはじめとする多数の権利者が存在するが、過去に放送された番組については、権利者の特定が不可能な場合もあり、番組の一部にしか出演していない者も含め全ての権利者から通信での二次利用について許諾を得ることが困難となっている。</p> <p>そのため、世界的にみても高い価値を有するわが国の貴重なコンテンツの多くが死蔵してしまっている。</p> <p>また、ユーザーにはコンテンツの視聴に対するニーズがあるにもかかわらず、適法に適正価格でコンテンツを視聴することができないということが、不正なコンテンツ流通の増加の一因になっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>過去に放送した番組について、その最初の放送をした放送局に通信での二次利用を認めるなど、権利関係をクリアにするための法制度を整備する。これにより、過去の放送番組を適切に利活用することができ、不正なコンテンツの流通の抑止や、二次利用により得られた収益から新たなコンテンツを制作することも可能となる。</p>